

あきたゼロカーボン アクション宣言 登録企業 募集中!!

ZERO CARBON ACTIONS

県内に事業所や事務所を有している企業・団体・個人事業主が対象です。

県内登録事業者数

139

令和6年3月31日現在

登録する取組内容や
申請方法については
裏面をご覧ください!

あきたゼロカーボンアクション宣言とは?
秋田県が2050年までのカーボンニュートラル達成に向けた地球温暖化対策の一環として、県内の事業活動で排出されるCO₂などの温室効果ガスの削減・抑制の意識を高めるため、脱炭素に繋がるアクションを実践している県内の事業者にとり組む内容を宣言いただき、県がその事業者と取組内容を登録・公表する制度です。

登録特典

3



県公式ウェブサイト
美の国あきたネットで
貴社の取組を紹介します!



登録企業・団体のご紹介ページへのアクセスはこちらから

登録特典

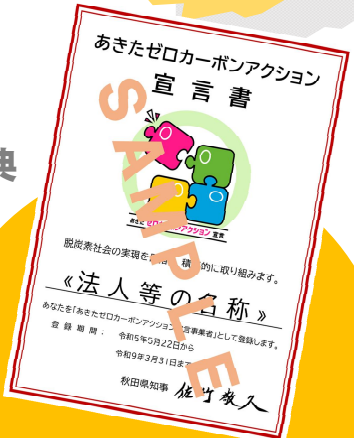
2



オリジナルロゴマークの
データを提供します!
(名刺のデザインなどにご利用ください)

登録特典

1



知事の署名入り宣言書を
交付します!



最初は「できることから」 脱炭素に繋がるアクションは様々!



緩和

登録いただく際は、
緩和アクションを必ず1つ以上
選択してください。

- 節電 (例: 照明のこまめな消灯や間引き点灯)
- 節水 (例: 節水器具の設置)
- 省エネ設備等の導入 (例: LED証明・エコカー)
- 再エネ等の利用 (例: 再エネ由来の電力への切替)

など

適応

- 暑さ対策 (例: クールシェアスポットの設置)
- 防災対策 (例: 防災マニュアルの策定)

など

資源循環

- 食品ロスの削減 (例: 従業員への食べきり啓発)
- 廃棄物の削減 (例: マイボトル・マイカップの励行)

など

このほかにも、県内では様々な
企業や団体が脱炭素につながる取組を
実践しています!

例えば...

- カーボンオフセットライブの開催
(その他サービス)
- J-クレジットの創出
(農業・林業)
- 子ども向け環境教育への協力 など



©2015 秋田県んだツチ

登録申請の方法

「秋田県電子申請・届出サービス」から登録申請を行ってください。

電子申請・届出サービスを利用できない場合は、美の国あきたネット(コンテンツ番号71118)から「様式第1号(登録申請書)」と「様式第2号(取組シート)」をダウンロードし、必要事項を入力の上、温暖化対策課(調整・省エネルギーチーム)にメールや郵送により提出してください。

☞ こちらの二次元コードからも、電子申請・届出サービス「あきたゼロカーボンアクション宣言事業者等登録・変更申請」にアクセスできます。

※ 申請いただいてから宣言書の交付までは、審査手続きのために2週間程度の時間を要します。あらかじめご了承ください。

よくいただくご質問

- Q 様式第2号に「緩和の取り組みから必ず1つ以上選択してください。」とありますが、1つ以上の中項目(1. 節電、2. 節水など)を選択して、そこに含まれる取り組みすべてを選択しないといけないという意味でしょうか?
- A 中項目から1つ以上ではなく、「緩和」に含まれる「取り組み(照明のこまめな消灯や間引き点灯、蛇口をこまめに閉める等)」の中から1つ以上選択するという意味です。

「ストップ・ザ・温暖化あきた県民会議」の会員も募集中!

県民、事業者、行政が幅広く参加、連携して、地球温暖化対策を積極的に推進することを目的に設置されている協議会です。現在、活動趣旨に賛同いただける団体の加入を募集しています。美の国あきたネット(コンテンツ番号2388)から「入会申込書」をダウンロードし、必要事項を入力の上、**県温暖化対策課**にメールや郵送により提出してください。

